諮問番号：令和４年度諮問第４３号

答申番号：令和５年度答申第　３号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○〇○○〇○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和３年５月２５日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

令和３年５月３１日の時点では、特に年金の金額の変更はないのに収入認定額を変更して審査請求人の保護費の金額を変えるのはおかしい。

処分庁が保護費の計算を正しくできるとは思えないため、本件処分の保護費の金額（以下「本件金額」という。）が正しいのか調べてほしい。

また、処分庁が本件審査請求の弁明書を提出したのは、本件処分の翌年度の年金改定に係る保護変更決定処分に係る審査請求（以下「後行審査請求」という。）の弁明書の提出よりも後であった。古い審査請求の弁明書から順番に提出するべきである。

本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人の障害基礎年金額が変更されたことに伴い、収入認定額を変更し、令和３年６月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、令和３年５月３１日の時点では特に年金の金額の変更はなく収入認定額を変更して審査請求人の保護費の金額を変えるのはおかしいこと、本件金額が正しいのか調べてほしい等と主張する。

法第８条第１項及び同条第２項並びに生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）別表第１第１章及び第２章の２のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（最高裁判決昭和４２年５月２４日民集第２１巻５号１０４３頁）。

次に、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の２、次官通知第８の３（２）ア（ア）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８の１（４）アのとおり、収入の認定は、月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。また、年金等の収入については、その実際の受給額を認定することされ、１年以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１８条第３項、第２７条、第２７条の２第２項及び第３項、第３３条第２項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成２４年法律第１０２号。以下「支援給付金法」という。）第３条、国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成１７年３月３０日政令第９２号）第１条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成３０年１２月２８日政令第３６４号）第４条の２のとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を当該年度の４月以降の年金の給付に適用することとされ、障害年金生活者支援給付金（以下「支援給付金」という。）は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数に応じてその翌年の４月以降の給付基準額を改定することとされている。

以下検討すると、処分庁は、障害基礎年金の額については毎年度改定されるものであることを踏まえ、審査請求人の受給する障害基礎年金の額が令和３年６月の支給分から月額６５，０７５円に改定されること、また、支援給付金については令和３年度の改定がないことを予め把握していたことから、次官通知第８の２のとおり、収入として認定すべき額がほぼ確実に推定できたものと認められる。

したがって、本件処分は、令和３年６月分の保護費について、保護の基準に基づき、審査請求人の基準生活費７６，４２０円、障害者加算額１７，８７０円及び住宅扶助費４２，０００円の合計１３６，２９０円を算定した上で、予め把握していた障害基礎年金の改定後の額６５，０７５円及び支援給付金５，０３０円を収入として認定し、差し引いた額６６，１８５円を支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和５年３月　６日　　諮問書の受領

令和５年３月　７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：令和５年３月２２日

口頭意見陳述申立期限：令和５年３月２２日

令和５年３月２２日　　第１回審議

令和５年４月２６日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、保護の補足性の原理を規定しており、第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、第２項は、「民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。

（２）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

（３）保護の基準の別表第１の第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は７６，４２０円である。

また、第２章の２は、障害者加算について規定しており、処分庁所管区域内における審査請求人の障害者加算額は１７，８７０円である。

（４）次官通知第８の２は、収入額認定の原則について、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前３箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

（６）局長通知第８の１（４）アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、１年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。（後略）」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（７）国民年金法第１８条第３項は、「年金給付は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月及び１２月の６期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）
」と定めている。

同法第２７条は、「老齢基礎年金の額は、７８０，９００円に改定率（次条第１項の規定により設定し、同条（第１項を除く。）から第２７条の５までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に５０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数が生じたときは、これを１００円に切り上げるものとする。）とする。（後略）」と、同法第２７条の２第１項は、「平成１６年度における改定率は、１とする。」と、同条第２項は「改定率については、毎年度、第１号に掲げる率（中略）に第２号及び第３号に掲げる率を乗じて得た率（中略）を基準として改定し、当該年度の４月以降の年金たる給付について適用する。（後略）」とし、同条第３項は、「前項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。」と定めている。

そして、同法第３３条第１項は、「障害基礎年金の額は、７８０，９００円に改定率を乗じて得た額（その額に５０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数が生じたときは、これを１００円に切り上げるものとする。）とする。」とし、同条第２項は、「障害の程度が障害等級の１級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の１００分の１２５に相当する額とする。」と定めている。

なお、令和２年度の老齢基礎年金及び障害基礎年金の改定率は１．００１で、金額は７８１，６８０円、令和３年度の老齢基礎年金及び障害基礎年金の改定率は１．０００で、金額は７８０，９００円である。

（８）支援給付金法第３条は、「老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次に掲げる額（中略）を合算した額とする。（後略）」と定めている。

支援給付金法第４条第１項は、「給付基準額（中略）は、５，０００円とする。」と、同条第２項は、「給付基準額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（中略）がこの法律の施行の日の属する年の前年（この項の規定による給付基準額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下回るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の４月以降の給付基準額を改定する。」と、同条第３項は、「前項の規定による給付基準額の改定の措置は、政令で定める。」と定めている。

支援給付金法第１９条は、「第６条（中略）の規定は、障害年金生活者支援給付金について準用する。（後略）」と定めている。

支援給付金法第１９条において準用する第６条第３項は、「老齢年金生活者支援給付金は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月及び１２月の６期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。

支援給付金法第１６条は、「障害年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額（中略）とする。」と定めている。

（９）本件処分の時点における、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成３０年政令第３６４号）第４条の２は、「令和２年４月以降の月分の給付基準額（法〔支援給付金法〕第３条第１号に規定する給付基準額をいう。）については、法第４条第１項中「５，０００円」とあるのは、「５，０３０円」と読み替えて、法の規定を適用する。」と定めている。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２４年１０月１日付けで、処分庁は、審査請求人について法による保護を開始した。

（２）令和３年５月１８日付けの審査請求人に係るケース記録票には、①令和３年４月より年金額の基準額改定が行われているため、同年６月分保護費より収入認定額の変更を行う旨、②障害基礎年金に係る収入認定額について、「旧認定額（６５，１４１円）－新認定額（６５，０７５円）＝差額６６円」と、③支援給付金について、「旧認定額（５，０３０円）－新認定額（５，０３０円）＝差額０円」と記載されている。

また、審査請求人に係る令和３年６月分の保護決定調書には、扶助決定欄の最低生活費として「第１類・加算　６５，４００円〔第1類４７，５３０円（うち経過的加算１１０円）及び障害者加算１７，８７０円の合計額〕　第２類　２８，８９０円　住宅４２，０００円　計１３６，２９０円」と、収入欄のその他収入として「種別　障害基年２〔級〕　金額６５，０７５〔円〕」及び「種別　支援障基２〔級〕　金額５，０３０〔円〕」と、収入充当額として「７０，１０５〔円〕」と記載されている。

（３）令和３年５月２５日付けで、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金額に係る収入認定額を同年６月１日から６５，０７５円に変更する本件処分を行った。

本件処分の通知書には、保護決定理由の欄に「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年厚生省発社第１２３号）〔次官通知〕第８－３－（２）－ア－（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と、扶助額の欄に「１３６，２９０円」と、収入充当額の欄に「７０，１０５円」と記載されている。

（４）令和３年６月１日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）本件についてみると、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金額が変更されたことに伴い、収入認定額を変更し、令和３年６月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、令和３年５月３１日の時点では特に年金の金額の変更はなく収入認定額を変更して審査請求人の保護費の金額を変えるのはおかしいこと、本件金額が正しいのか調べてほしい等と主張する。

前記１（２）及び（３）のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委ねられているものとされている。

次に、前記１（４）から（６）のとおり、収入の認定は、月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。また、年金等の収入については、その実際の受給額を認定することされ、１年以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、前記１（７）から（９）のとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を当該年度の４月以降の年金の給付に適用することとされ、支援給付金は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数に応じてその翌年の４月以降の給付基準額を改定することとされている。

以下検討すると、処分庁は、障害基礎年金の額については毎年度改定されるものであることを踏まえ、①審査請求人の受給する障害基礎年金の額がそれまでの６５，１４１円から、令和３年６月の支給分から月額６５，０７５円に改定されること、また、②支援給付金については令和３年度の改定がないこと、を予め把握していたことから、前記１（４）のとおり、収入として認定すべき額がほぼ確実に推定できたものと認められる。

したがって、本件処分は、令和３年６月分の保護費について、保護の基準に基づき、審査請求人の基準生活費７６，４２０円、障害者加算額１７，８７０円及び住宅扶助費４２，０００円の合計１３６，２９０円を算定した上で、予め把握していた障害基礎年金の改定後の額６５，０７５円及び支援給付金５，０３０円をほぼ確実に推定できる収入として認定し、差し引いた額６６，１８５円を支給するものであり、本件金額に違算はなく、判断及び手続にも誤りは認められない。

（３）よって、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

**第６　付言**

本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分の理由提示及び本件審査請求に係る処分庁の対応について疑義があるため、以下付言する。

１　処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分の通知書には、処分の理由に「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年厚生省発社第１２３号）〔次官通知〕第８－３－（２）－ア－（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されているのみで、いかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がない。

年金額の改定は毎年行われるもので、既に理解している被保護者も居ると思われ、また、審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の通知書において、根拠となる法令が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

２　また、処分庁は、令和３年６月３日付けで、行政不服審査法第２９条第２項に基づく弁明書の提出要求（提出期限：要求書到達の翌日から１０日後を設定）を審理員から受けたにも関わらず、処分庁が弁明書を提出したのは令和５年１月４日付けであったことが認められ、審査請求人も処分庁が本件審査請求の弁明書を提出したのは、後行審査請求の弁明書の提出よりも後であった旨の不服を主張する。

処分庁は、審査請求手続の処理について、適切に管理して対応することを要請する。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　船戸　貴美子